

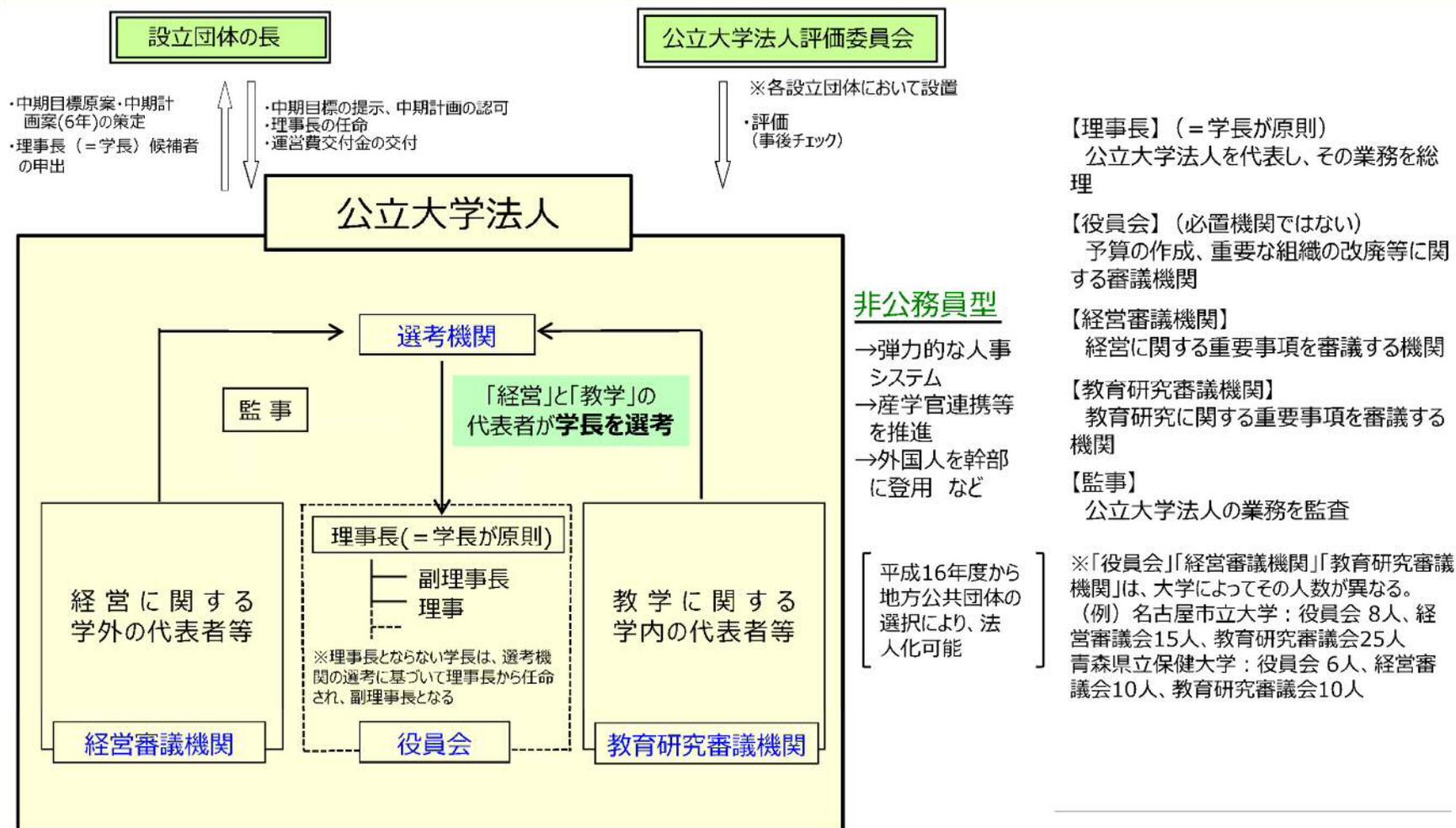
公立大学のガバナンス体制について

R2.11月文科省資料より

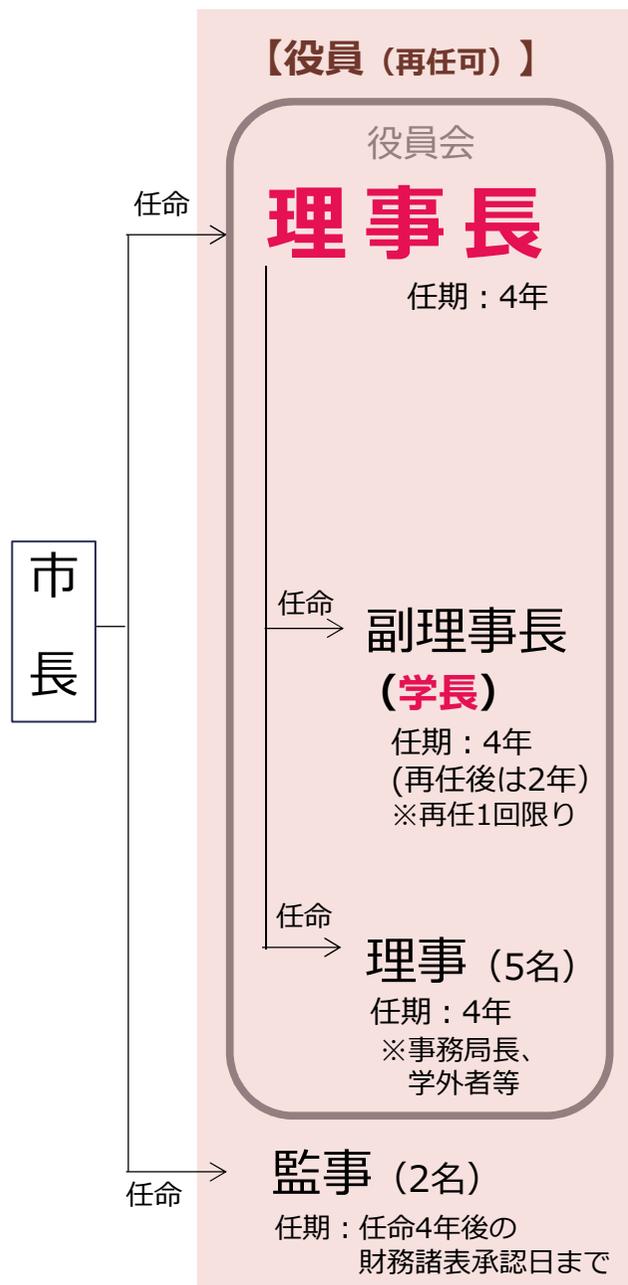
国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議（第10回）

公立大学法人のガバナンスの仕組み

- 公立大学法人では、法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則とされているが、両者を分離することも可能
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される**経営審議機関の代表者**と、学内者から構成される**教育研究審議機関の代表者**から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、合議制の審議機関を法定（経営審議機関、教育研究審議機関）



※「役員会」は、地方公共団体の判断（定款に規定）等で設置可能



理事長の職務・権限

- ・法人を代表し、その業務を総理
- ・**役員会、経営審議会**の招集 ※議長は理事長（充て職）
- ・**役員会の議を経て以下を決定**
 - 中期目標について市長に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
 - 市長の認可・承認を受けなければならない事項
 - 予算の作成、執行、決算に関する事項
 - 大学、学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - その他役員会が定める重要事項

学長（副理事長）の職務・権限

- ・法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理、理事長職務代理
- ・**教育研究審議会**の招集 ※議長は学長（充て職）

理事の職務・権限

- ・理事長、副理事長を補佐して法人の業務を掌理

監事の職務・権限

- ・法人の業務を監査（監査報告の作成）
- ・市に提出する認可書類等の調査
- ・監査結果に基づく理事長又は市長への意見の提出

評価委員会の主な所掌業務（地方独立行政法人法）

役割	内容	根拠条項
市長に意見を述べる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の策定・ 中期計画の認可時に係る意見 	第25条第3項 第78条第4項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間の終了時に市長が 業務を継続させる必要性等の検討を行うとき 	第79の2第2項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資等に係る不要財産の市への納付等について市長が認可しようとするとき 	第42条の2第5項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の重要な財産の処分等について市長が認可するとき 	第44条第2項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学が届け出た役員報酬等の支給基準について市長が評価委員会に通知をしたとき 	第56条第1項
業務の実績を評価する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務実績評価（各事業年度、4年度終了時、中期目標期間終了時）の実施 	第78の2第1項
大学に勧告する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を大学に通知後、必要があると認めるときは、大学に業務運営の改善その他の勧告をすることができる 	第78の2第4項

第5 管理運営等に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

理事長・学長のリーダーシップに基づく
管理体制の下、戦略的に大学をマネジメントする。